

白浜町まちなかにぎわい創出事業補助金よくある質問と回答（Q&A）	
質問	回答
友人が廃業するというので、その店舗を改修して開業したいが、対象か。	対象外です。 現に空き店舗である物件を活用して新たに事業を始める方への補助金となりますので、経営者が変わるだけで、引き続き営業をする場合は対象外となります。
飲食店の冷蔵庫やエアコンの経費は対象か。	店舗に付随し、設置工事が必要となる設備機器であれば対象となります。 家庭用エアコンや、冷蔵庫は対象外となります。
週3回の営業を考えているが対象か。	週5日以上、かつ1日のうち4時間以上の営業が必要です。
会社の事務所は対象か。	対象となりません。
先日開業したが申請できるか。	できません。 店舗開業前で、かつ改修工事着手の前日までに申請が必要です。
町内で店舗を移転する場合は対象か。	対象外となります。
祖父がかつて経営していた店舗を改修して、私が開業したいが対象か。	対象外です。 所有者の配偶者又は二親等以内の血族又は姻族である方は対象外となります。